

令和4年1月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和4年1月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年1月20日（木）午後1時30分～2時01分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	欠
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	欠
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中3名出席。

4. 欠席委員

4番、二瓶 睦夫委員
 推進委員、五十嵐好則委員
 推進委員、安部 嘉久委員
 推進委員、柏谷 孝雄委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

・番号1番 所有権移転

議案第2号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐藤 博

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会1月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。4番、二瓶睦夫委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中3名にも出席いただいております。なお、推進委員の五十嵐好則委員、安部嘉久委員、柏谷孝雄委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でご

ございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、1番、小椋隆子委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会1月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、2月4日、令和3年度会津若松地方農業委員会連合会研修会、喜多方プラザ文化センターで開催され、農業委員、推進委員、事務局が出席いたします。2番、2月16日、人・農地など関連施策の見直しに関する研修会、こちらはオンライン開催となっており、事務局が出席予定でございます。3番、2月21日、令和3年度後期農業委員会会長・事務局長研修会、こちらもオンライン開催となっており、会長・事務局長が参加予定でございます。4番、2月21日、北塩原村農業委員会総会2月定例会を集会室1・2で開催予定となっております。5番、同じく2月21日の総会終了後に、北塩原村農作業賃金協定会議を集会室1・2で開催予定でございます。なお、4番、5番については、夕方に開催予定でございます。現在準備を進めておりますのでご承知おきください。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見を求めるものでございます。番号1番、1の申請当事者についてですが、譲受人は〇〇〇〇〇〇さん、大字北山字〇〇〇〇の方でございます。続いて譲渡人は〇〇〇〇〇〇さん、大字北山字〇〇〇〇の方でございます。2、許可を受けようとする土地の所在等についてですが、大字北山字〇〇11番、地目は田、面積は2,156㎡、利用状況は稲作、以上の1筆でございます。3、転用計画についてですが、転用の目的は農業用倉庫等建設用地（農業用施設用地）でございます。事由の詳細といたしまして、農業の規模拡大に伴い自宅の農業用倉庫が手狭となったため、農業倉庫も含めた施設を建設する必要が出てきました。農業の効率化や持続的な経営基盤の確立のため、申請地を譲り受け、農業用倉庫を建設したく申請いたします。とのことでございます。続いて転用の時期ですが、県知事許可の日から令和4年6月30日まで。施設の概要については、まず土地造成の面積が2,156㎡でございます。続いて、建築物（農業用倉庫）の建築面積が135㎡で、所要面積は200㎡となっており、その他として、農業用施設（育苗施設、たい肥置き場、駐車場等）の所要面積が901㎡、通路・作業場の所要面積が1,055㎡、合計で2,156㎡でございます。資金計画については記載のとおりでございます。4、権利を設定、移転しようとする契約の内容についてですが、権利の種類は所有権。権利の設定・移転の別については、移転でございます。権利の設定の時期は許可日、権利の存続期間は、永年でございます。5、転用することによって生ずる付近の土地・作物等の被害の防除施設の概要についてでございますが、土砂の流出等の災害を防止するための措置としましては、用地の転圧を十分に行い、周囲の土手も十分転圧し、土砂を流失させないように十分注意を払い工事を行うとのことでございます。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置としましては、施設内では雨水等の流入のみとなるので、汚染等はないとのことでございます。周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置としましては、東側農地の日照に支障を及ぼさないよう倉庫を西側に建設する予定とのことでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、4ページが申請地位置図、5ページが申請箇所図となりまして、6ページが土地利用計画図、7ページが平面、立面、断面図、8ページが取水・排水経路図となりますので、各自ご確認願います。なお、申請地は農振農用地区域内の農地でございましたが、既に用途区分を農地から農業用施設用地に変更手続きを完了しております。また、転用に当たっての許可基準の1つでもあります、立地基準（農地区分）ですが、用途区分を農業用施設用地に変更しておりますので、転用目的が農

業用施設であれば、原則許可となりますので問題はありません。続いて一般基準についてとなりますが、資金調達計画につきましては、金融機関からの融資証明等が添付されておりまして実現性が見込まれます。実施計画は明確で、許可後において、申請に係る用途に遅れなく供することが確実であると見込まれます。計画面積については、当該農地の形状や、周辺の土地利用の状況などからも妥当であると考えられます。最後に周辺農地に係る支障についても、問題はないと考えます。以上のことから一般基準についても適当と考えられます。上記のとおり提出いたします。令和4年1月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。現地は積雪のため確認することはできませんでしたが、申請人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに申請内容等の確認を行いました。内容に間違いはなく、今回は農業用の施設を建てるということで、村の農業の発展のために〇〇さんにはますます頑張ってもらいたいので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め、決定することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の9ページをご覧ください。議案第2号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明いたします。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務執行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを踏まえま

して、一般社団法人全国農業会議所より、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、全国すべての農業委員会において、申し合わせ決議や注意喚起を毎年度1回以上は総会等で実施するよう要請があったことから、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、別紙のとおり決議を行うものでございます。次のページ、10ページをお開きいただきたいと思います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議でございます。それでは、私の方で読み上げさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和4年1月20日、北塩原村農業委員会。以上とはなりますが、今回の申し合わせ決議を提出した経緯について、少し触れたいと思います。昨年も説明しましたが、令和元年の10月に福島県内ではございませんが、農地転用に絡む農地法違反と収賄の疑いで農業委員会の会長や事務局職員が逮捕されるという事件が立て続けに2件発生いたしました。また、関西の方の農業委員会連合会が研修会の際の昼食時に飲酒をしていたこと、いわゆる公務中の飲酒も報道され、問題となった経緯がございまして、こうしたことを鑑み、同じ年、令和元年11月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。そして、同年12月に、全国農業会議所及び福島県農業会議より、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において法令遵守の注意喚起を実施するよう、また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上は、同様の取り組みを実施するよう要請があったわけでございます。当農業委員会においても、昨年1月の定例総会において、同様の議案を提案し、「可」とする決定をいただいておりますが、今年度も、改めて法令遵守の申し合わせ決議の審議をすることで注意喚起としたいので、提案させていただきました。また、今回の法令遵守の申し合わせ決議に併せまして、「農業委員・農地利用最適化推進委員の守秘義務について」今一度確認のため説明させていただきたいと思います。皆様ご存知のこととは思いますが、農業委員・農地利用最適化推進委員として任命されたその日から、委員の皆さんは非常勤の地方公務員となっております。総会や農地パトロールは元より、各地域の農業者からの相談案件等によって、

重要な個人情報を扱っております。私たち地方公務員には、地方公務員法に基づく秘密を守る義務が課されており、職を退いた後も、現職中に知り得た情報についての守秘義務が課せられることとなります。よって、委員として知り得た個人情報については、外部に漏れることがないように細心の注意を払って取り扱っていただけますよう、よろしく願いいたします。当村だけに限ったことではないのですが、例えば農地転用の許可を受けて何千万円の家を建てた場合、金額までは家族以外知らないはずなのに、近所の人たちがその金額まで知っていた、誰から聞いたのか確認すると農業委員の誰誰から聞いたと。農業委員には守秘義務はないのかと事務局の方に苦情がきて、問題になったというようなことも実際にあるそうです。当村では、そこまではっきりとした苦情がきたことは私が知るかぎりではありませんが、それに近いことは少なからずあったことは確かです。農業委員会にかけると村中に知れ渡るから嫌なんだという方もおられます。今の委員の皆さんがしっかりと守秘義務を果たしていたとしても、農地法が改正される平成25年前までは農業委員に守秘義務は課せられていなかったということもあり、そういうイメージがついてしまっているのかなど。非常に残念なことではありますが、そういった村民の方々の悪いイメージを払拭するためにも、職務上知り得た秘密を外部に漏らすことのないよう、もちろん事務局も含めまして、今後も守秘義務の徹底を図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。因みにですが、農業委員及び推進委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということは説明しましたが、もし違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されますのでご注意ください。(法第57条)以上提出いたします。令和4年1月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。事務局から説明ありましたとおり、令和元年には、農業委員会の不祥事が立て続けに4件も発生し、当時は新聞やテレビ等で報道された経緯もございました。農地制度の運用にあたって、農業委員会の委員が運用上の容疑で逮捕されるということは、非常に遺憾なことであり、農業者からしますと、信頼を裏切る行為であります。言うまでもなく、農業委員会は行政委員会であり、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。私たち北塩原村農業委員会としましても、農業委員・農地利用最適化推進委員がその役割と責務を改めて自覚し、高い倫理観も持ち、法令遵守を徹底するため、今後も年1回、農業委員会総会等において、同様の申し合わせ決議を実施していきたいと考えております。それでは、議案第2号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、

原案のとおり決定されましたので、今後も農業委員会組織として、法令遵守の徹底を図っていきます。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より3点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員会だよりについて)

(令和3年度会津若松地方農業委員会連合会研修会について)

(令和3年分源泉徴収票の配布について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 5番 _____ (印)

議事録署名委員 1番 _____ (印)